

資源ごみ等 持ち去り禁止!!

令和7年7月1日から条例が改正され、資源ごみ等の持ち去りは禁止です。

《禁止になる対象物》 資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属）
及び粗大ごみ（不燃小物類含む）

以下の行為等はやめて下さい!



道路や家前・公園での選別等による
騒音



びん等の
放棄



大量積載



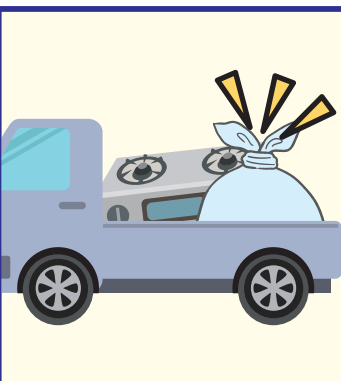
流出物による
悪臭



無断侵入



無断回収



無許可の
収集運搬

○資源ごみ等は、市が回収するために市民が各収集曜日に分別排出しているものです。
合意の上でゆずり受ける行為は禁止されませんが、市が回収するものと区別できるよう、
市の収集曜日以外の日に、直接ゆずってもらうようにしてください。

生活困窮状態にある方の総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぶ・堺」
を開設しています。生活に関する心配ごとや困りごとを抱えておられる方はご相談ください。
場所：堺市総合福祉会館 4F（堺区南瓦町 2-1） 電話：072-225-5659

【制度に関すること】
堺市環境事業部 環境業務課 指導係
電話：072-228-7429
FAX：072-229-4454